

開票結果透明化法案

【新規立法】

<立法の背景・趣旨>

公職の選挙における開票の結果に関し、投票したはずの公職の候補者に得票がないと主張する選挙人がいたが、票の数え直しが認められなかった事例がある。

→ 公職の選挙における開票の結果に関し、選挙人等の請求に基づき公職の候補者等の正確な得票数の調査が行われるようにするための制度の整備について検討する必要がある。

政府は、公職の選挙における開票の結果に関し、選挙人等の請求に基づき公職の候補者、衆議院名簿届出政党等又は参議院名簿届出政党等の正確な得票数の調査が行われるようにするための制度の整備について検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

現 行

選挙人等の請求に基づく公職の候補者等の正確な得票数の調査について規定なし



検討の対象

選挙人等の請求に基づき公職の候補者、衆議院名簿届出政党等又は参議院名簿届出政党等の正確な得票数の調査が行われるようにするための制度の整備について検討する